

途上国の開発と貧困・格差の解消に非軍事的手段で貢献するODAを ＝ODA 大綱見直しに関する NGO 共同声明＝

2014 年 4 月 14 日
NGO 大綱見直しを考える NGO 有志一同

本年 3 月 28 日、外務省は「政府開発援助(O DA)大綱見直しに関する有識者懇談会の開催について」を発表し、有識者懇談会を設置して O DA 大綱改定に向けた検討を進めていくことを明らかにしました。3 月 31 日には、有識者懇談会の第 1 回会合が開催され、大綱改定に向けた基本方針など重要な事項が討議されています。

グローバル化が進む現代、国際協力はすべての市民にかかわる重要課題です。ODA は政府による国際協力の中核であり、その基本方針を規定する O DA 大綱の改定は、市民の参加の下、できる限り透明かつ民主的なプロセスに従って行われる必要があります。加えて、ODA 自体を、市民に開かれた、わかりやすいものとしていく必要があります。

また、ODA については、開発途上国における民生の安定、人権の尊重・保護・充足、平和の増進をめざして、国内外で検討が積み重ねられ、それがよりよい O DA 政策に反映されてきた歴史があります。ODA 大綱の改定にあたっては、こうした政策形成の積み重ねを反映したものとする必要があります。

以上の観点から、NGO として、ODA 大綱見直しにあたっては、以下の事項を踏まえるよう要望いたします。

1. ODA 大綱見直しのプロセスについて

ODA 大綱は、多くの市民・関係者が注目する O DA の根本部分を提示する方針文書であり、前回の O DA 大綱改定時の前例に倣ったプロセスの担保は、政策への信任上、不可欠です。また、多くの市民の支持や、関係者の協力を得て O DA を実施する上で、むしろ改定プロセスでしっかり時間と手間を掛けて意見・ニーズを聞き、反映させておくことで、大綱改定後のよりよい協力関係が可能となると考えます。こうした観点から O DA 大綱改定のプロセスについて以下 3 点を要望します。

(1) ODA 大綱改定タスクフォースの設置を

前回の改定時には「ODA 総合戦略会議」内に担当タスクフォースが設置され、重要な役割を果たしました。今回の O DA 大綱改定でも、骨子・案文の作成を、外務省とともに、関係セクターの識見ある者の参加による「タスクフォース」によって行なってください。また、このタスクフォースが改定プロセスのマネジメントや、関係セクター等との意見交換のコーディネートも実施するのが望ましいと考えます。

(2) 骨子・案文の各段階での公開と意見交換を

ODA 大綱改定の骨子・案文は、段階ごとに公開し、関係セクターおよび NGO など市民社会との意見交換を実施し、そこで出された意見が改定プロセスに反映されるよう配慮してください。この点について、NGO は外務省との定期協議会の実績を踏まえた協力が可能です。意見交換は、東京のみならず、地方での開催も検討してください。

(3) 応答性のある公聴会・パブリックコメントの実施を

今回の O DA 大綱最終案に対する公聴会の開催およびパブリックコメントを実施し、そこで出された意見、政府・外務省の回答、採用の可否について、一覧を図表化・文書化し、後日、外務省ホームページ等で公開してください。前回は O DA 大綱改定時に NGO は政府公聴会の実施・コーディネートを担った経験があり、この点でも協力が可能です。公聴会は、東京のみならず、地方での開催も検討してください。

2. ODA 大綱見直しの内容について

(1) 国内外での ODA 政策の積み重ねの反映を

ODA については、途上国の開発と貧困・格差の解消に最大限の効果をあげるものとするべく、国内外で検討が積み重ねられ、政策に反映されてきました。2000 年以降においては、援助の量や効果に関する国際的な検討プロセスの中で、短期的な国益追求や外交ツールとしての援助のあり方を改革し、途上国のオーナーシップの下で、全ての関係者が協働し、開発政策とその過程の民主的オーナーシップを深化させ、開発効果を上げていくことが追求されてきました。ODA 大綱の改定において、これらの政策の積み重ねを反映してください。

(2) 途上国の開発と貧困・格差の解消のための ODA を

ODA の第一義的な目的は、ODA 供与先の途上国の開発と貧困・格差の解消です。日本を含む援助国自身の経済成長や民間セクターの便益は、ODA による途上国の開発の結果として得られるべきものであり、ODA の直接的な目的とするべきではありません。この点を、ODA 大綱の見直しにおいて明確にしてください。

(3) ODA4原則を維持し、世界の平和と繁栄の追求を

現大綱の ODA4 原則は、ODA の軍事的用途および国際紛争助長への使用の回避を明記しています。ODA は軍事的利益や短期的な外交的利益に従属するものであってはなりません。ODA 大綱の改定においても、現行の ODA4原則を維持し、非軍事的手段で世界の平和と繁栄を希求する立場を堅持してください。

以上

【賛同団体一覧】(全 73 団体、2014 年 4 月 22 日現在)

茨城県	特定非営利活動法人 黄土高原環境・緑化計画	東京都	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター
千葉県	すぺーすアライズ		特定非営利活動法人 ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン
埼玉県	Nature & Humans		特定非営利活動法人 ハンガー・フリー・ワールド
東京都	特定非営利活動法人 アーユス仏教国際協力ネットワーク		特定非営利活動法人 HANDS
	アクティブ・ミュージアム「わたしの戦争と平和資料館」		ピースポート
	特定非営利活動法人 アジア・コミュニティ・センター21		特定非営利活動法人 ピープルズ・ホープ・ジャパン
	特定非営利活動法人 アジア植林友好協会		特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ
	特定非営利活動法人 アジア女性資料センター		特定非営利活動法人 プラネットファイナンスジャパン
	特定非営利活動法人 アジア太平洋資料センター(PARC)		公益財団法人 プラン・ジャパン
	特定非営利活動法人 アフリカ日本協議会		特定非営利活動法人 ブリッジエーシアジャパン
	動く→動かす		北京 JAC(世界女性会議ロビイング・ネットワーク)
	特定非営利活動法人 ACE		特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン
	特定非営利活動法人 エコ・コミュニケーションセンター		特定非営利活動法人 ONE ASIA
	FGM 廃絶を支援する女性の会	神奈川県	特定非営利活動法人 WE21 ジャパン
	特定非営利活動法人 エファジャパン		特定非営利活動法人 WE21 ジャパンいずみ
	特定非営利活動法人 オックスファム・ジャパン		特定非営利活動法人 WE21 ジャパンさかえ
	特定非営利活動法人 開発教育協会		特定非営利活動法人 草の根援助運動
	特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター(JACSES)		JAWW(日本女性監視機構)
	教育協力 NGO ネットワーク(JNNE)		特定非営利活動法人 地球の木
	公益財団法人 ケア・インターナショナル ジャパン		バオバブの会
	特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター(JANIC)		特定非営利活動法人 ビラートの医療と自立を支える会
	国連安保理決議 1325 号国別行動計画市民連絡会		特定非営利活動法人 横浜 NGO 連絡会
	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン	新潟県	特定非営利活動法人 にいがた NGO ネットワーク
	特定非営利活動法人 災害人道医療支援会(HuMA)	岐阜県	特定非営利活動法人 ソムニード
	特定非営利活動法人 サパ=西アフリカの人達を支援する会	愛知県	バイオダイバーシティ・インフォメーション・ボックス
	特定非営利活動法人 ジーエルエム・インスティテュート		特定非営利活動法人 チェルノブイリ救援・中部
	特定非営利活動法人地雷廃絶日本キャンペーン(JCBL)		公益財団法人 アジア保健研修所(AHI)
	特定非営利活動法人 シャプラニール=市民による海外協力の会		特定非営利活動法人 名古屋 NGO センター
	公益社団法人 シャンティ国際ボランティア会	京都府	開発教育研究会
	公益財団法人 ジョイセフ		特定非営利活動法人 気候ネットワーク
	障害分野 NGO 連絡会(JANNET)	大阪府	特定非営利活動法人 関西 NGO 協議会
	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	岡山県	世界女性会議岡山連絡会
	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン	山口県	特定非営利活動法人 シャンティ山口
	特定非営利活動法人 DPI(障害者インターナショナル)日本会議	福岡県	アジア開発銀行福岡 NGO フォーラム
	特定非営利活動法人 難民を助ける会		特定非営利活動法人 NGO 福岡ネットワーク
	公益社団法人 日本キリスト教海外医療協力会(JOCS)	熊本県	ほっとけない熊本プロジェクト
	特定非営利活動法人 日本リザルツ		

【本件に関する問い合わせ先】

動く→動かす 事務局(担当:稲場)

TEL:03-3834-6902 / FAX:03-3834-6903 / E-MAIL:office@ugokuugokasu.jp

特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター 調査提言グループ(担当:堀内、山口)

TEL:03-5292-2911 / FAX:03-5292-2912 / E-MAIL:advocacy@janic.org